

私立高等学校、特別支援学校、
高等課程を置く専修学校及び各種学校設置者 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立高等学校等学び直し支援補助金の受給資格認定申請について（通知）

私立高等学校等学び直し支援補助金について、受給資格の認定を行いますので、下記の提出書類を取りまとめの上、**令和5年6月16日（金）まで**に当職宛て提出してください。

記

1 提出書類

(1) 受給資格者が作成する書類

ア 私立高等学校等学び直し支援補助金受給資格認定申請書【様式1】

イ 令和4年度の課税標準額及び市町村民税の調整控除額が確認できる書類（「令和4年度住民税課税証明書」等）

※ただし、高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の申請で、当課へ個人番号確認書類等を提出している場合は不要。

ウ 退学の事由を証する書類（就学支援金受給資格消滅書等）

(2) 学校設置者が作成する書類

ア 私立高等学校等学び直し支援補助金受給資格認定申請者一覧【様式2】

イ 私立高等学校等学び直し支援補助金受給資格認定申請者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）【様式2】※単位制のみ

2 受給対象者の具体例

(1) 高等学校等を中途退学し、かつ就学支援金新制度対象者であって、今年度中に就学支援金支給期間である36月（通信制は48月）を超える者。

(2) 高等学校等を中途退学し、かつ就学支援金新制度対象者であって、就学支援金の支給期間は満了していないが、就学支援金支給上限である74単位に達し、74単位を超えて単位履修を受ける者。※単位制のみ

(3) 高等学校等を中途退学し、単位制高等学校に入学した場合、当該単位制高等学校において卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、就学支援金の支給対象単位数、学び直し支援補助金の支給対象単位数を合算し、74単位を超えていない者。

3 今後の事務処理について

(1) 上記期限までに申請があったものは、7月中を目途に受給資格認定を行いますが、今年度に高等学校単位制に入学し、就学支援金の支給対象単位が残っているため、就学支援金の受給資格認定申請書を提出している場合は、就学支援金の認定後となります。

- (2) 受給資格認定後に交付申請、交付決定となります。交付は、対象月を4～6月、7～9月、10～12月、1～2月、3月の5期に分け、学校設置者から県への支払請求に基づき行います。(詳細は、別途通知します。)
- (3) 提出期限以降に新たに対象者が生じた場合は、事前に連絡の上、受給を開始する月の末日までに提出願います。
- (4) 収入状況の確認については、収入状況届出書により別途提出依頼を行います。

4 その他

今年度から家計急変支援制度を創設したことに伴い、該当がある場合には、次のとおり取り扱います。

(1) 提出書類

受給資格認定申請書(様式1)について、従来の申請分と家計急変支援分の様式を区別しているので、申請手続きの際は留意のこと。(家計急変分は、申請書(表面)右上にその旨を明示)

(2) 提出期限

家計急変支援分は、通知の期限以降も、随時申請を受け付けます。なお、申請期限は今年度の最終の変更手続きに合わせ、別途通知します。

担当：私学振興担当 山崎

TEL：019-629-5042 / FAX：019-629-5049

Mail：AH0007@pref.iwate.jp